

五条川小学校 いじめ防止基本方針

R 6. 4

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある他の児童から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、精神的な苦痛を感じているもの」です。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うものです。また、「いじめ」には、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める必要があります。

【平成25年法律第71号 いじめ防止対策推進法より】

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」である。また、「どの児童も被害者にも加害者にもなりえるもの」である。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが必要である。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自尊感情を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校・学年・学級づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関の担当者を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- イ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事

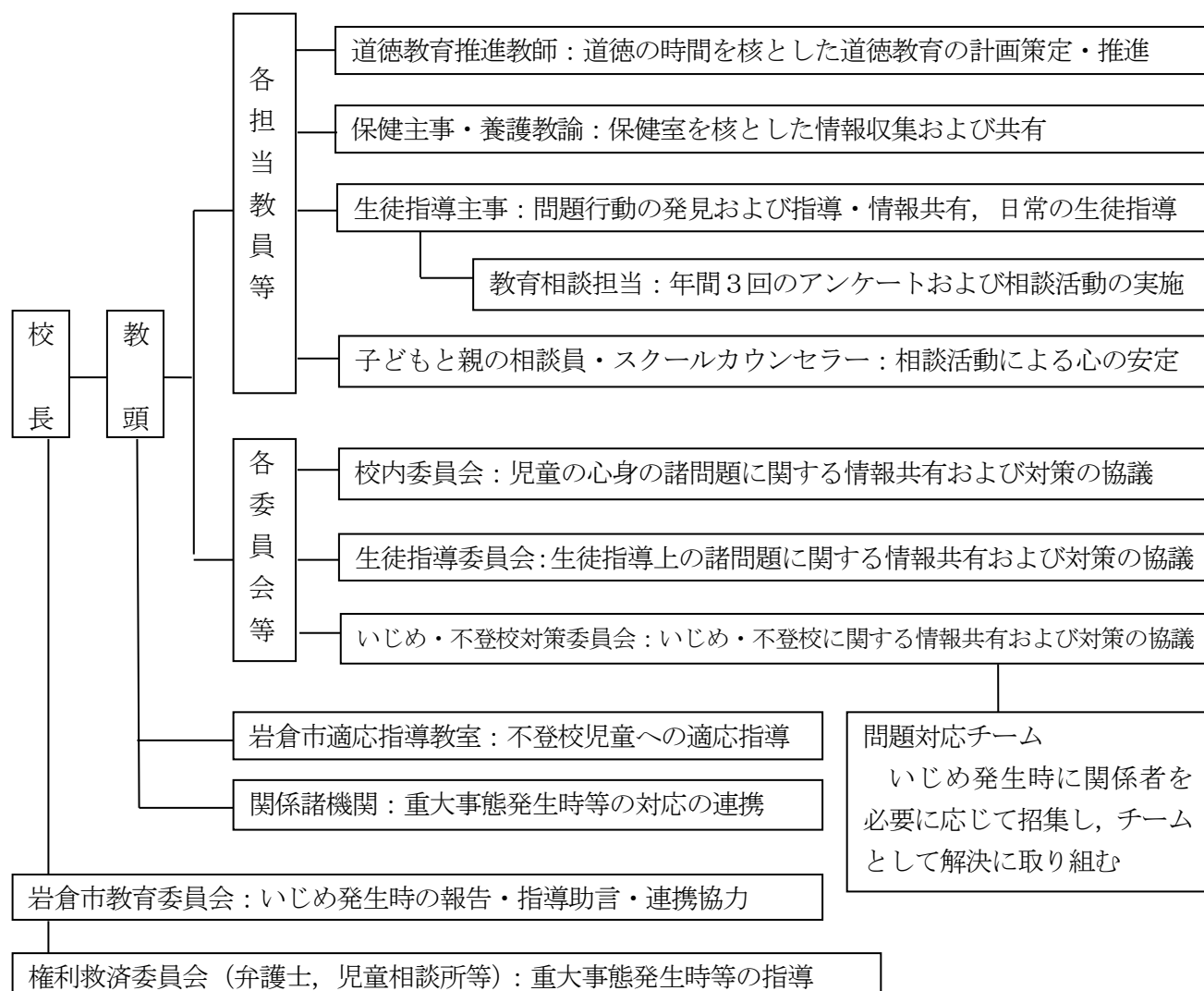
実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。

また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ防止対策の組織



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むことが大切である。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努めることが大切である。

さらに、道徳や学活の時間などで命の大切さについての指導を行ったり、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導したりするなど、年間を見通した取組を計画・実施する必要がある。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らせていく必要もある。

① 児童や学級の様子を知るためには

ア 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。児童の目線で物事を考え、ともに笑い、ともに活動しながら、児童理解に努めることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

イ 実態把握の方法

児童個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てていく。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査などを実態把握の一つの方法として用いる。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行っていく。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合い、学び合える仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取ることができる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童は周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

ア 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は児童のよいモデルとなり、信頼されることが求められる。

イ 心の通い合う教職員の協力・協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導などについて、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進していく。

ウ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が児童を成長させるとともに、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながっていくものとする。また、児童相互の関係づくりのために、ソーシャルスキルトレーニングに全校態勢で取り組む。

③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神を涵養する「人権教育」や思いやりの心を育む「道徳教育」、様々なかかわりを深める「体験教育」を充実させることは、豊かな心を育成するためにも重要である。

ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚をはかる必要がある。

イ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな役割を果たすと考える。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てるためにも道徳の授業が大切になってくる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や言動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討した上で取り扱っていく。

④ 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行っていく。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

① 教職員のいじめに気付く力を高めるには

ア 児童の立場に立つ

児童一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

イ 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや言動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めていく。

② いじめ発見のきっかけ

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より、いじめ発見のきっかけは、小学校では本人の保護者からの訴えによるものが最も多く、次に学級担任が発見、本人からの訴えと続いている。本人からの訴えがいじめ発見のきっかけになっているのは、割合は少ないが、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- ④ 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは，

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【平成25年法律第71号 いじめ防止対策推進法より】

- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ・不登校対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

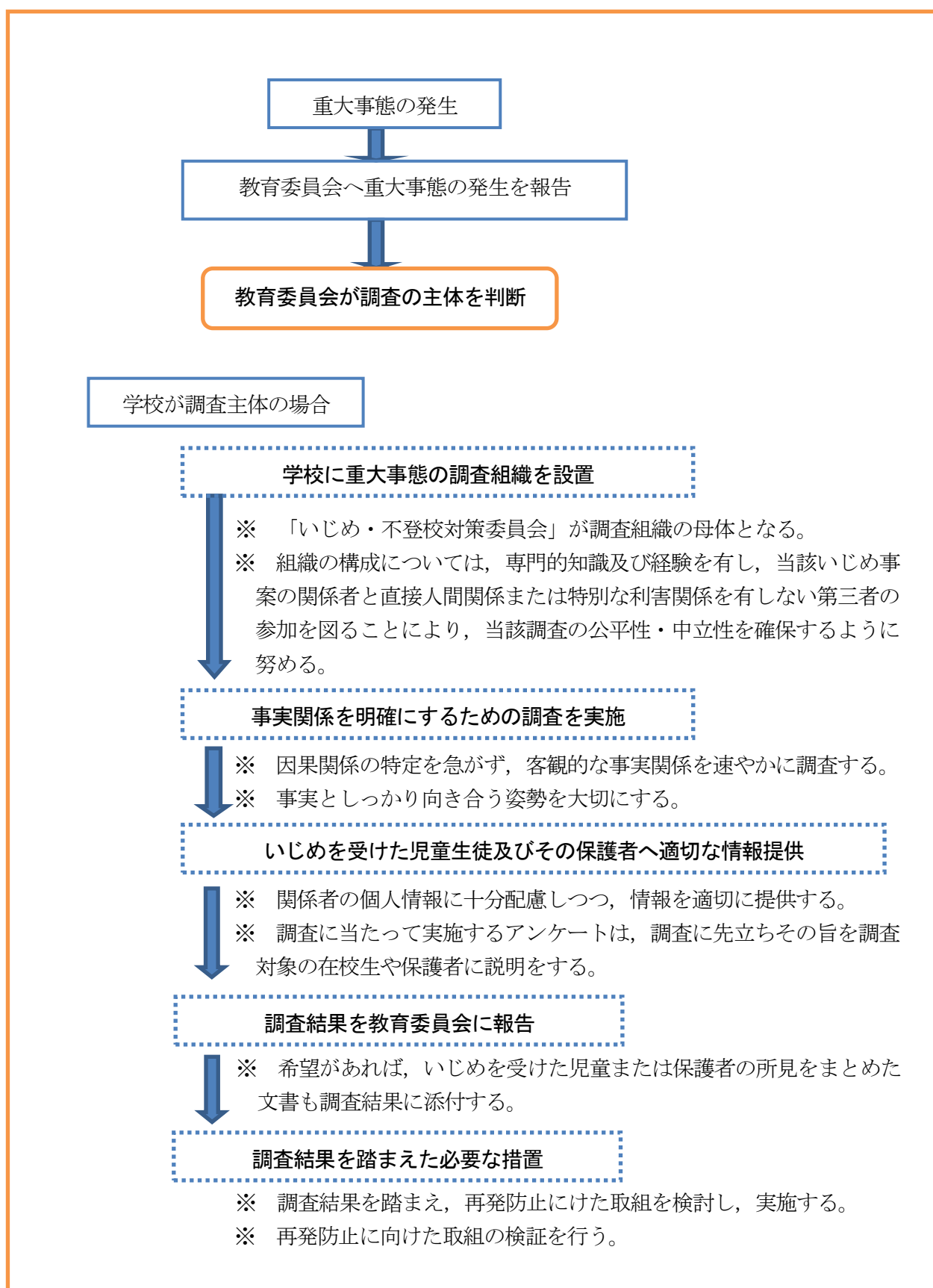
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し，実効性のある取組となるよう，努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し，いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し，児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに，ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



< いじめ防止のための取組 年間計画 >

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」 ○QU検査の実施（学級満足度、人間関係の把握）		○個別相談会 ○花の植え替え ○学校運営協議会
6月		○情報モラル指導（ネットモラル） ○学校保健委員会	○アンケート「きいてよ きいてよ」 ○教育相談週間	
7月		○第1回いじめ・不登校対策委員会 ○生徒指導委員会→情報共有、検証	○UD学習	○個人懇談会
8月				
9月			○身体計測	
10月		○福祉実践教室		○運動会への学校関係者招待 ○花の植え替え
11月		○人権に関する大型紙芝居上演（低学年） ○QU検査の実施（学級満足度、人間関係の把握）	○アンケート「きいてよ きいてよ」 ○教育相談週間	○昔の遊び体験 ○昔の道具体験
12月		○第2回いじめ・不登校対策委員会 ○生徒指導委員会→情報共有、検証	○人権週間（講話） ○人権講演会 ○赤い羽根募金活動	○個人懇談会
1月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○学校保健委員会	○保護者への学校評価アンケート ○五条川まつり
2月		○第3回いじめ・不登校対策委員会 ○生徒指導委員会→情報共有、検証		○学習発表会 ○ぼたもち作り体験
3月		○学校関係者評価の結果の検証 ○基本方針の見直し	○卒業生を送る会 ○感謝の会	○学校運営協議会
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○人権教育、道徳教育体験活動 ○わかる授業づくり	○健康観察の実施 ○S Cによる相談